

自然災害発生時における業務継続計画
(障害福祉サービス類型：相談支援事業)

運営法人

法人名	特定非営利活動法人ココカラいわて
代表者	代表理事 上野 康隆
所在地	岩手県盛岡市三本柳 10 地割 56 番地 7 第 3 ミネルバビル 1 A
電話番号	019-681-8880

事業所

事業所名 (種別)	指定特定相談支援事業所ココカラいわて (一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業)
代表者	管理者 川村 真裕
所在地	岩手県盛岡市三本柳 10 地割 56 番地 7 第 3 ミネルバビル 1 A
電話番号	019-681-8864

1 総論

(1) 基本方針

①利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性がある方もいることに留意し、利用者の安全を守るための対策に最大限取り組む。

②サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っていることから、業務を極力継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

③職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されることから、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な対応を講じる。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	備考
責任者	法人代表理事	上野 康隆	
取りまとめ（リーダー）	法人事務局長	岡部 健二郎	
支援担当（連絡・調整）	事業所管理者	川村 真裕	
支援担当（連絡・調整）	事業所相談員	中居 郁佳	

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認



一部抜粋：盛岡市公式ホームページ「盛岡市防災マップ（02-4_盛岡版（地図面その3 P51~P67）」

最終更新日：令和7年8月22日 閲覧日：令和7年11月20日

②被災想定

【自治体公表の被災想定】

1) 地震災害
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災のような大地震が発生すると、現在の耐震基準を満たしていない古い建物では、その多くが倒壊すると想定される。 ・また、家屋が密集した地域では、倒壊した建物により避難路がふさがり、消防や救援活動の妨げとなることが、地震の被害を拡大する要因となっている。
2) 水害
<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの地域では、梅雨や台風の大雨で、洪水により家屋が浸水するおそれがある。なお、平成 14 年 7 月には、台風第 6 号の影響による大雨で避難指示を必要とするほどの浸水被害が発生している。 ・また、市街地では、下水道などで処理しきれないほどの豪雨になると、マンホールから水があふれ出す。特に地下室のある建物では、地上が冠水すると、一気に水が流れ込み、地下室に取り残されるおそれがある。
3) 土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市では、市街地の近くに山地や丘陵がせまっており、大雨や地震によりがけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が発生する危険性がある。
4) 火山災害
<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市の北西にある岩手山は、気象庁が観測している活火山の一つ。最近では、平成 10 年に地震活動が活発になり、岩手山西側でマグニチュード 6.1 の地震が発生しており、過去には、溶岩流が流出する噴火も起こしている。 ・火山による被害は、火山活動や気象条件により異なるが、市内に火山灰が降り、諸葛川流域等では火山泥流の氾濫も想定されている。

参考：盛岡市公式ホームページ「盛岡市でおこりうる災害について」

最終更新日：令和 4 年 10 月 3 日 閲覧日：令和 7 年 11 月 20 日

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
電力	復旧待機 →	復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄品 →	復旧	→	→	→	→	→
生活用水	備蓄品 →	復旧	→	→	→	→	→
ガス	プロパンガス →						
携帯電話	復旧待機 →	復旧	→	→	→	→	→
メール	復旧待機 →	復旧	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

①優先する事業

<優先する事業>

- ・一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業（うち利用者の安否確認・安全確保）

<当座休止する事業>

- ・一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業（うち緊急を要さない相談業務など）

②優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数	
	午前	午後
利用者の安否確認、安全確保	2人	2人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

第一に利用者、職員の生命の安全を最優先とし、事業所内あるいは事業所外で被災した場合の両方を想定して実施するものとする。

なお、避難訓練は年1回以上実施することとする。

②BCPの検証・見直し

避難訓練実施後に振り返りを行い、その内容について検証を行うことで、BCPの定期的な改善・見直しを図る。

2 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
指定特定相談支援事業所 ココカラいわて	建築基準法上の基準を満たしている。 (令和7年建築)	

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
書棚等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設備場所の確認を行う。	
避難経路の確保	避難経路を妨げることが無いように備品の配置、整理整頓を行う。	

③水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性、外壁等のひび割れや欠損等を定期的に確認する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
なし	懐中電灯等を準備しておく。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
プロパンガス	平時からプロパンガスを使用しているため、ガスが止まることは無いが、被災時は、ボンベ等の転倒等による被害やガス漏れが無いように確認する。

(4) 水道が止まった場合の対策

①飲料水

備蓄量：500ml ペットボトル 24本 (2日分×5人分)

②生活用水

備蓄量：ポリタンク 10L×5缶

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ・ 公用携帯電話（スマートフォン）3台を使用。なお、バッテリー容量を定期的を確認する。

(6) システムが停止した場合の対策

- ・ 職員の安否確認に必要なグループウェアはクラウド版のため使用可能。
- ・ データ類の喪失に備え、クラウド保存やバックアップの対策を行うほか、重要な書類（緊急時の連絡先一覧など）は、紙としても用意しておく。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

- ・ 断水時は、非常用トイレを使用する。

【職員】

- ・ 断水時は、非常用トイレを使用する。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

- ・ 衛生面を考慮し、一旦建物外に保管するなど必要に応じた対処を検討する。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	500ml×24本	5年程度	事業所内	岡部 健二郎

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
救急セット	1	事業所内	岡部 健二郎

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
懐中電灯	5	事業所内	岡部 健二郎

(9) 資金手当て

- ・ 事業所建物は、火災保険（三井住友海上）、地震保険（三井住友海上）に加入。
- ・ 緊急時資金として、事業所に一定額の現金を保管しておく。

3 緊急時の対応

(1) B C P 発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて B C P を発動する基準を記載する。

<p>【地震による発動基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・本書に定める緊急時体制は、事業所所在地（盛岡市）において、震度 4 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、法人代表理事が必要と判断した場合、法人代表理事の指示により B C P を発動し、対策本部を設置する。 <p>【水害による発動基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所所在地（盛岡市）において、大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、法人代表理事が必要と判断した場合、法人代表理事の指示により B C P を発動し、対策本部を設置する。
--

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
川村 真裕	法人代表理事 上野 康隆	法人事務局長 岡部 健二郎

(2) 行動基準

<ul style="list-style-type: none">・利用者と職員自身の生命を守る行動を心掛ける。・法人代表理事の指示に従い事業所に参集あるいは自宅待機などの行動を取る。
--

(3) 対応体制

<ul style="list-style-type: none">○統括 法人代表理事：地震災害応急対策の実施全般の指揮を行う。○統括補佐 法人事務局長：統括の補佐。法人代表理事不在時の代行者を兼ねる。○実務者 管理者：関係機関との連絡・調整、利用者の安否確認、安全確保を行う。 相談員：関係機関との連絡・調整、利用者の安否確認、安全確保を行う。
--

(4) 対応拠点

第 1 候補場所	第 2 候補場所	第 3 候補場所
相談支援事業所 ココカラいわて	代表理事の自宅	法人事務局長の自宅

(5) 安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・管理者が中心となり、必要度の高い利用者において、電話やメール、訪問など何らかの方法で安否確認を行う。

【医療機関への搬送方法】

- ・必要に応じて医療機関への搬送を支援する。

②職員の安否確認

【施設内】

- ・法人代表理事（代行者：法人事務局長）が事業所内で職員の安否確認を行う。
- ・発災時に事業所の外にいる職員については、法人代表理事がグループウェア等によって安否確認を行う。

【自宅等】

- ・法人代表理事がグループウェア等によって安否確認を行う。

(6) 職員の参集基準

- ・事業所所在地（盛岡市）において、震度4以上の地震が発生した場合は、法人代表理事および法人事務局長が事業所に参集し、被災状況等を確認することとする。
- ・なお、その他の職員については、基本的に発災後速やかに法人代表理事（代行者：法人事務局長）からグループウェア等を通じて指示を行う。指示が出るまでは、自宅待機とする。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

- ・事業所はワンフロアであり施設内避難は実施できないため、必要時は施設外に避難する。

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	盛岡市立見前中学校体育館	都南公民館
避難方法	<ul style="list-style-type: none">・徒歩避難を基本とする。・なお、事業所内に自力歩行による避難が難しい利用者等がいて、早急な避難が必要な場合は、職員の私用車両を含む)を使用する場合も想定される。	<ul style="list-style-type: none">・徒歩避難を基本とする。・なお、事業所内に自力歩行による避難が難しい利用者等がいて、早急な避難が必要な場合は、職員の私用車両を含む)を使用する場合も想定される。

※上記2つの避難場所は、盛岡市の指定緊急避難場所・指令避難所である。

(8) 職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況となった場合は、事業所内相談室を休憩場所・宿泊場所とする。

②勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性があることから、災害発生時であっても原則週1日は休日とする。

(9) 復旧対応

①破損個所の確認

法人事務局長が中心となり、破損箇所の確認のため、被害箇所は写真を撮り、記録しておく。

②業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

職員の安否が確認でき次第、事業所の被災状況や支援への影響等についてホームページ等で周知するほか、利用者個人に対しても丁寧に説明する。

4 相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

- ・災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておく。
- ・緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所 団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- ・なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行う。
- ・市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努める。また、自治体から依頼があった場合には、個別避難計画策定へ協力する。個別避難計画、サービス等利用計画や利用者台帳間の情報連携を適切に図る。

【災害が予想される場合の対応】

- ・訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておく。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。
- ・また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

- ・災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、障害福祉サービス等の実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整等を行う。
- ・また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- ・災害発生時で事業が継続できない場合には、市町村、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和8年4月1日	作成	岡部 健二郎